物価2

令和5年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県名	茨城県
地方公共団体名	阿見町
都道府県・市町村コード(5桁)	08443
担当部局課名	
担当者氏名	
電話番号	029-888-1111
メールアドレス	aiseikaku@town.ami.lg.jp

交付対象経費（地方創生事業費）

国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	124,847
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	315,000
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	15,277
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	160,000
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	10,189
国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	-

既配分額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	-
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	214,424
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	4,854
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	-
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費 交付限度額⑤	-
既配分額 国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	-

国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①（令和5年11月通知分）	76,787
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）給付費　交付限度額②（令和5年11月通知分）	214,424
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費　交付限度額③（令和5年11月通知分）	53,606
小計　交付限度額②	268,030
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費　交付限度額③（令和5年11月通知分）	7,858
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費　交付限度額③（令和5年11月通知分）	1,815
小計　交付限度額③	9,573
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費　交付限度額④（令和6年1月通知分）	331,070
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費　交付限度額⑤（令和6年1月通知分）	25,251
国のR5予備費分（給付支援サービス分）交付限度額⑥（令和6年1月通知分）	

今回配分予定額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	76,787
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	53,606
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	4,719
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	160,000
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費 交付限度額⑤	10,189
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	-

配分予定額① 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	76,787
配分予定額② 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	268,030
配分予定額③ 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	9,573
配分予定額④ 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	160,000
配分予定額⑤ 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費 交付限度額⑤	10,189
配分予定額⑥ 国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	-
配分予定額計	524,579

自動計算分	-
手動入力分	
本省補助希望額（R5補正予算により措置された推奨事業メニュー分交付限度額①に係る希望額）小計 自動計算分＋手動入力分（交付限度額①を上限とする）	-
本省補助希望額（R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分）給付費）交付限度額②に係る希望額）	-
本省補助希望額（R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分）事務費）交付限度額③に係る希望額）	-
本省補助希望額（R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分）給付費）交付限度額④に係る希望額）	171,070
本省補助希望額（R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分）事務費）交付限度額⑤に係る希望額）	15,062
本省補助希望額（R5予備費により措置された給付支援サービス分　交付限度額⑥に係る希望額）	

移替先	
既得額	
交付限度額計	710,773

	No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活困窮者に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B 2 国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B 2 国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B 3 国のR5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費	B 3 国のR5予備費（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費	B 4 国のR5予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④をめぐれそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③推算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に変義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
											合計	625,313	625,313	124,847	315,000	15,277	160,000	10,189	-	-											
基礎的生活支援の対象範囲	住民税均等割非課税世帯への支援（低所得枠）	1	R5.補正	低所得	○	○	○	阿見町電力・ガス・食糧品等価格高騰重点支援給付金支給事業【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		330,277	330,277	-	315,000	15,277	-	-	-	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税非課税世帯 4500世帯×70千円 事務費　15277千円 事務費の内容　【雇用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　業務委託料　使用料及び賃借料　人件費　として支出】	－	○	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月末までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
	住民税均等割のみ課税世帯への支援（一体給付）	2	R5.予備	一体支援	○	○	○	阿見町電力・ガス・食糧品等価格高騰重点支援給付金支給事業【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		118,107	118,107	-	-	-	110,000	8,107	-	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税均等割のみ世帯 1100世帯×100千円 事務費　8,107 千円 事務費の内容　【雇用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　業務委託料　使用料及び賃借料　人件費　として支出】	－	○	－	R6.3	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月末までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
	こども加算（一体給付）	3	R5.予備	一体支援	○	○	○	阿見町電力・ガス・食糧品等価格高騰重点支援給付金支給事業【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		52,082	52,082	-	-	-	50,000	2,082	-	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯のうち子ども扶養世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税非課税世帯、住民税均等割のみ世帯のうち子ども扶養人数　1000人×50千円 事務費　2,082　千円 事務費の内容　【雇用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　業務委託料　として支出】 ※R5年度分の住民税非課税世帯、住民税均等割のみ世帯のうち子ども扶養人数（12歳以上）	－	○	－	R6.3	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月末までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
	新たに住民税非課税等となる世帯への支援（一体給付）	4										-	-	-	-	-			-													
	調整給付（一体給付）	5										-	-	-	-	-			-													
※家計急変世帯参考	給付支援サービス（一体給付）	6										-	-	-	-	-	-	-														
	住民税均等割非課税世帯等への支援に係る本体分の事業費（上乗せ1・予備費）	7										-	-				-	-	-	-												
	一体給付に係る本体分の事業費（上乗せ1・予備費）	8										-	-	-	-	-			-	-												
対象範囲外	住民税均等割非課税世帯等への支援分の事業費（上乗せ2・推奨分）	9										-	-			-	-		-													

No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の5分補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B 2 国の5分補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B 2 国の5分補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）事務費	B 3 国の5予備費（交付限度額④）（給付金・交織減税－検支援枠分） 給付費	B 3 国の5予備費（交付限度額④）（給付金・交織減税－検支援枠分） 事務費	B 4 国の5予備費（交付限度額⑤）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③推算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的目標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を国さえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
10	R5_補正	推奨事業	○	○	○	障害福祉事業所等物価高騰対策支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		8,215	8,215	8,215						-	①エネルギー や食料品価格等の物価高騰の影響を受けた障害福祉サービス事業者を支援するため、登録利用者数に応じた支援金を支給する。 ②給付金及び事務費 ③・事業所登録利用者数30名以上 500千円 × 5事業所 ＝ 2,500千円 ・事業所登録利用者数5名以上29名 以下 300千円 × 2事業所 ＝ 600千円 ・事業所登録利用者数20名以上49名 以下 200千円 × 12事業所 ＝ 2,400千円 ・事業所登録利用者数19名以下 150千円 × 27事業所 ＝ 2,700千円 ・郵便料 15千円	○	－	－	R6.3	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ等	障害福祉サービス事業所・施設等			R5補正（地）
11	R5_補正	推奨事業	○	○	○	子ども食堂負担軽減支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		2,520	2,520	2,520						-	①エネルギー や食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子ども食堂を支援するため、各団体に支援金を支給する。 ②給付金 ③・30千円(1回) × 12回 × 7団体＝2,520千円 ④町内の子ども食堂運営団体	○	－	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年4月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
12	R5_補正	推奨事業	○	○	○	介護サービス事業者等物価高騰対策支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		17,028	17,028	17,028						-	①エネルギー や食料品価格等の物価高騰の影響を受けた介護サービス事業者等を支援するため、床数に応じて支援金を支給する。 ②給付金及び事務費 ③・入所系（100床～） 500千円 × 4施設＝2,000千円 ・入所系（50～99床） 400千円 × 7施設＝2,800千円 ・入所系（19床以下） 300千円 × 9施設＝2,700千円 ・通所系 200千円 × 26事業所＝5,200千円 ・訪問系 100千円 × 43事業所＝4,300千円 ・郵便料 28千円 ④町内の介護サービス事業者	○	－	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年5月までに支給を開始する	ホームページ等	介護サービス事業所・施設等			R5補正（地）
13	R5_補正	推奨事業	○	○	○	医療機関等物価高騰対策支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		18,973	18,973	18,973						-	①エネルギー や食料品価格等の物価高騰の影響を受けた医療機関・歯科診療所及び薬局を支援するため、病床数に応じて支援金を支給する。 ②給付金及び事務費 ③・病院（300床以上）5,000千円 × 1施設＝ 5,000千円 ・病院（300床未満）1,000千円 × 1施設＝ 1,000千円 ・診療所（病床あり） 300千円 × 2施設＝ 600千円 ・診療所（病床なし） 200千円 × 46施設＝ 9,200千円 ・薬局 100千円 × 22施設＝2,200千円 ・発熱外来・入院加算（病床あり）300千円 × 1施設＝300千円 ・発熱外来加算（病床なし） 50千円 × 13施設＝650千円 ・郵便料 23千円 ④町内の医療機関	○	－	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年6月までに支給を開始する	ホームページ等	医療（光熱費関係）			R5補正（地）
14	R5_補正	推奨事業	○	○	○	保育施設等物価高騰対策支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		3,202	3,202	3,202						-	①エネルギー や食料品価格等の物価高騰の影響を受けた保育施設等を支援するため、施設に応じた支援金を支給する。 ②給付金及び事務費 ③・保育施設 300千円 × 9施設＝2,700千円 ・小規模保育施設 100千円 × 3施設＝ 300千円 ・家庭的保育施設 100千円 × 2施設＝ 200千円 ・郵便料 2千円 ④町内の保育施設数	○	－	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年7月までに支給を開始する	ホームページ等	保育所・幼稚園・認定こども園等			R5補正（地）
15	R5_補正	推奨事業	○	○	○	地域公共交通維持確保支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑥地域公共交通・物流や地域観光事等に対する支援		3,187	3,187	3,187						-	①原油価格高騰の影響を受ける公共交通事業者を支援するため、路線の距離または台数に応じて支援金を支給する。 ②給付金及び事務費 ③・乗合バス（原油に応じて算出(2事業者） 1,059千円 ・タクシー （2.5万円／台(7事業者分台)）975千円 ・貸切バス： 5万円／台(4事業者23台)）1,150千円 ・郵便料 3千円 ④町内の公共交通事業者等	○	－	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年8月までに支給を開始する	ホームページ等	運輸交通・物流・観光事業者			R5補正（地）
16	R5_補正	推奨事業	○	○	○	農業用生産資材価格高騰対策補助事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑦農林水産業における物価高騰対策支援		9,986	9,986	9,986						-	①資材価格や燃料費の高騰の影響を受ける認定農業者及び認定新規就農者を支援するため、対象者の収穫後の3ヵ月補助対象項目について支援金を支給する。 ②給付金 ③補助金 9,986千円 ・補助対象額 102名(認定農業者93名+認定新規就農者9名) ・補助上限額 200千円／1農業経営体 ④町内の認定農業者等	－	○	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年9月までに支給を開始する	ホームページ等	農林水産・食品分野			R5補正（地）
17	R5_補正	推奨事業	○	○	○	土地改良区等物価高騰対策補助事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑦農林水産業に対する物価高騰対策支援		4,000	4,000	4,000						-	①エネルギー価格高騰の影響を受ける土地改良区等事業者を支援するため、高騰分に対して支援金を支給する。 ②給付金 ③補助金 4,000千円 ・令和5年4月から9月における補助対象経費（電気料金）から令和3年の同期間における補助対象経費（電気料金）を減じて得た額(高騰差額)に補助率を乗じて得た額(補助率：土地改良区（1/4）、その他（1/2）)	○	－	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年10月までに支給を開始する	ホームページ等	農林水産・食品分野			R5補正（地）
18	R5_補正	推奨事業	○	○	○	運送事業者等物価高騰対策支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑥地域公共交通・物流や地域観光事等に対する支援		16,213	16,213	16,213						-	①エネルギー価格高騰の影響を受ける運送事業者を支援するため、保有台数に応じて支援金を支給する。 ②給付金及び事務費 ③支援金 16,200千円 法人40千 × 400千円+個人事業主10千 × 20千円＝16,200千円 上限額:法人 500千円、個人事業主100千円(1台/1者 想定) 一般:特定貨物車両 30千円/台、軽貨物車両 20千円/台 ・郵便料 13千円 事業開始通知(10円 × 60件、交付決定通知84円 × 60件 ④町内の運送業事業等	○	－	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年11月までに支給を開始する	ホームページ等	運輸交通・物流・観光事業者			R5補正（地）
19	R5_補正	推奨事業	○	○	○	学校給食費の保護者負担軽減事業(後期)	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		41,523	41,523	41,523						-	①物価高騰下における子育て世帯を経済的に支援するため、町内小中学校の給食費を令和5年1月から令和7年3月までの3ヶ月間無償化する。 ②小中学校の給食費無償化に係る費用 ③・小学生 4,100円 × (2,240人(第3子等除く＋増見込5人) × 3か月 ＝ 27,614千円 ・中学生 4,500円 × (1,100人(第3子等除く＋増見込5人) × 3か月 － 中3-3月分(4,550円) － 1,500円) × 385人 ＝ 13,909千円 ④町内の小中学校に在学している児童及び生徒の保護者	－	○	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年12月までに支給を開始する	ホームページ等	給食			R5補正（地）